

世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付要綱

平成 24 年 10 月 31 日

24 世高福第 506 号

改正	平成25年 3 月18日24世高福第864号	平成29年7月21日29世高福第270号
	令和 2 年 6 月 1 日 2 世高福第 623 号	令和 3 年 6 月 1 日 3 世高福第285号
	令和 4 年 6 月 1 日 4 世高福第 280 号	令和 5 年 6 月 1 日 5 世高福第204号
	令和 8 年 5 月 2 9 日 8 世高福第194号	

(通則)

第 1 条 区内で運営する認知症対応型共同生活介護事業所等における人材の安定的確保及びサービスの質の向上を図るため、これらの事業所等に勤務する職員を対象とした研修等に対する助成金（以下「助成金」という。）を交付し、その交付については、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 5 8 年 3 月世田谷区条例第 1 8 号）、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 5 8 年 4 月世田谷区規則第 2 1 号。以下「施行規則」という。）及び世田谷区補助金交付規則（昭和 5 7 年 5 月世田谷区規則第 3 8 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成金の交付)

第 2 条 助成金は、次に掲げる事業所に勤務する職員が当該事業所を運営する法人の実施する研修又は当該事業所の運営に資する研修を受講する場合に交付する。

- (1) 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 条第 2 0 項に規定する認知症対応型共同生活介護又は同法第 8 条の 2 第 1 5 項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護を行う事業所
- (2) 介護保険法第 8 条第 1 9 項に規定する小規模多機能型居宅介護又は同法第 8 条の 2 第 1 4 項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護を行う事業所
- (3) 介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 7 条の 1 2 に規定する看護小規模多機能型居宅介護を行う事業所

(対象者)

第 3 条 助成金の交付を受けることができる者は、区内において前条各号の事業所を運営する社会福祉法人その他の法人（社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団、社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会及び世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例（平成 2 年 3 月世田谷区条例第 1 号）別表に定める財団を除く。）とする。

(交付額)

第4条 助成金の交付額は、次に掲げる経費に係る実支出額の合計額とし、第2条第1号の事業所を運営する法人にあっては、1事業所当たり200,000円を上限とし、同条第2号及び第3号の事業所を運営する法人にあっては1事業所当たり100,000円を上限とする。

- (1) 講師謝礼、テキスト代、資料印刷費その他の研修の実施に要する経費
- (2) 受講料、テキスト代、交通費その他の研修の参加に要する経費
- (3) 代替職員等に支払う賃金及び手当等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が相当と認めた経費

2 前項の法人が、同項各号の経費について、国若しくは東京都の補助金又はこれらに類するものの交付を受けるときは、当該補助金等の額を同項の実支出額から控除するものとする。

3 助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(交付申請)

第5条 区長は、助成金の交付を受けようとする法人に、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付申請書（第1号様式）に研修等計画書（第2号様式）及び次に掲げる書類を添付して助成金の交付の申請をさせなければならない。

- (1) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- (2) 申請をした法人が営む事業を確認することができる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第6条 区長は、前条の申請があったときは、助成金の交付の可否を決定し、その旨及び助成金の交付を決定したときはこれに付けた条件を世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付可否決定通知書（第3号様式）により速やかに当該申請をした法人に通知しなければならない。

(助成事業の変更等の承認)

第7条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を受けた法人（以下「助成法人」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業変更・中止・廃止承認申請書（第4号様式）によりその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- (1) 助成事業（第2条の研修を実施し、又は受講することをいう。以下同じ。）に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業変更・中止・廃止承認書（第5号様式）により、当該申請をした助成法人に通知するものとする。

（事故報告）

第8条 区長は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合は、速やかに助成法人に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業事故報告書（第6号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、当該報告をした助成法人に書面により適切な指示をしなければならない。

（状況報告）

第9条 区長は、助成事業の進捗状況を的確に把握するため必要があるときは、助成法人に助成事業の遂行の状況について報告させなければならない。

（遂行命令等）

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、助成法人が提出する報告書等により、当該助成法人の助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該助成法人にこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業遂行命令通知書（第7号様式）により命じるものとする。

2 区長は、助成法人が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を当該助成法人に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業停止命令通知書（第8号様式）により命じるものとする。

（実績報告）

第11条 区長は、助成事業が完了したとき（第7条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から14日以内に、助成法人に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）により助成事業の実績を報告させなければならない。この場合において、添付する研修等実績報告書は、第10号様式とする。

2 区長は、前項の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、必要があると認めた

ときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件（以下「決定内容等」という。）に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第 1 2 条 区長は、前条第 2 項の規定による審査又は調査の結果、助成事業の成果が決定内容等に適合しないと認めるときは、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業是正命令通知書（第 1 1 号様式）により当該助成事業を決定内容等に適合させるための措置をとるべきことを命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により助成法人が必要な措置をした場合は、当該助成法人にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（助成金額の確定及び交付）

第 1 3 条 区長は、前 2 条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容が決定内容等に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付額確定通知書（第 1 2 号様式）により、助成法人に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による通知をしたときは、世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付額確定通知書に記載する日までに、当該助成法人に關係書類を添えた世田谷区介護サービス事業所等職員研修費助成金請求書（第 1 3 号様式）を提出させるものとする。

3 区長は、請求書の提出があったときは、当該請求書の内容を審査し、適正と認めたときは、当該請求書を提出した助成法人に確定した額の助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 4 条 区長は、助成法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が第 5 条の規定による交付申請の内容を著しく下回るとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、助成金の交付決定の内容若しくはこれに付けた条件、この要綱の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、当該助成法人に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付決定取消通知書（第 1 4 号様式）によりその旨を速やかに通知しなければならない。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定による取消しをした場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金が交付されているときは、助成法人に世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付決定取消通知書により、期限を定めて当該助成金の返還を命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第16条 区長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第14条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成法人にその命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、助成金の返還を命じた場合において、助成法人がこれを納期日までに納付しなかった場合には、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当りの割合は、閏年の日を含む期間においても365日当りの割合とする。

(違約加算金の計算)

第17条 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、当該助成法人の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第18条 第16条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(助成金の一時停止)

第19条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の要綱等に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた助成法人が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(会計帳簿等)

第20条 区長は、助成法人に、助成事業の収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

(社会福祉法人に助成金を交付する場合の読替え)

第2条 社会福祉法人（社会福祉法人世田谷区社会福祉事業団及び社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会を除く。）に助成金を交付する場合にあっては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5条	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付申請書（第1号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書（第1号様式）
第6条	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付可否決定通知書（第3号様式）	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書（第3号様式）
第10条第1項	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業遂行命令通知書（第7号様式）	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書（第5号様式）
第10条第2項	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業停止命令通知書（第8号様式）	施行規則に規定する助成事業停止命令通知書（第6号様式）
第11条第1項	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）	施行規則に規定する補助事業実績報告書（第7号様式。以下「実績報告書」という。）
第14条第2項	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所等職員研修費助成金交付決定取消通知書（第14号様式）	施行規則に規定する助成決定取消通知書（第8号様式）

第 1 5 条	世田谷区認知症対応型共同生活介護事業所 等職員研修費助成金交付決定取消通知書	施行規則に規定する助成決定取消通知書
---------	---	--------------------

第 3 条 令和 2 年度から令和 5 年度の期間に限り、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の拡大防止を目的として、対面によらない形態の研修（以下「オンライン研修」という。）を実施及び受講するためにコンピュータ、タブレット端末その他の電子機器、オンライン研修の実施及び受講に係るアプリケーションソフトウェアその他区長が必要と認めるもの（個人の所有に帰することとなるものを除く。）を購入し、オンライン研修の実施及び受講に係る体制の整備を図る必要があるときは、第 2 条の規定にかかわらず、区長は、第 3 条に規定する社会福祉法人その他の法人（次項において「法人」という。）に対して助成金を交付することができる。この場合における第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「次に掲げる経費」とあるのは、「次に掲げる経費及び附則第 3 条第 1 項に規定する体制の整備に要する経費」とする。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付を受けた法人が当該助成金により取得し、又は効用の増加した交付規則第21条第 3 号に規定する財産その他助成金の交付の目的を達成するため、特に必要があると認める財産で、価格の単価が30万円以上のものの処分（助成金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄することをいう。）をしようとするときは、あらかじめ承認を受けさせなければならない。ただし、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成20年 7 月11日厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過したあとに当該処分を行うときは、この限りでない。

附 則（平成25年 3 月18日24世高福第864号）

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 7 月 21 日 29 世高福第 270 号）

この要綱は、平成 29 年 7 月 21 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 6 月 1 日 2 世高福第623号）

この要綱は、令和 2 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 1 日 3 世高福第285号）

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 4 年 6 月 1 日 4 世高福第280号）

この要綱は、令和 4 年 6 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和５年６月１日５世高福第204号）

この要綱は、令和５年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。

附 則（令和８年５月２９日８世高福第194号）

この要綱は、令和８年６月１日から施行し、同年４月１日から適用する。